

# (株)アグサ野外教育部のP A A 2 1プログラム における活動再開に向けた感染予防ガイドライン (第三版)

～「プログラムの新しい活動様式」～

2020年12月28日

(株)アグサ 野外教育部



本ガイドラインは、「改正新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を受けて、P A A 2 1プログラム（以下、プログラム）を再開するにあたっての基準や、再開後の活動時における感染拡大予防のための留意点について、まとめたものです。

関係スタッフにおかれては、本ガイドラインに従ってプログラムを行ってください。

なお、プログラムの実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。

このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。

# 1 はじめに

## 2 プログラムの再開にあたっての基本的考え方について

プログラムの再開にあたっては、国の改正基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、以下のとおり対応することが適当です。

なお、プログラムが開催される神奈川県の方針に従うことが大前提であり、活動実施の判断に迷われた際は、南足柄市の担当課や担当部局等への御相談をお願いします。

## (1) 特定警戒都道府県に指定される都道府県

- 比較的少人数のものも含め、クラスターが発生するおそれがあるスポーツイベントについては、引き続き、都道府県知事からの自粛要請等に基づき、適切に対応することが求められます。
- 特に、全国的かつ大規模なスポーツイベントについては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。

## (2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

- 全国的かつ大規模なスポーツイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。
- 一方、比較的少人数が参加するスポーツイベントについては、地域の感染状況等も踏まえて、各都道府県知事がイベントの開催制限の解除等の対応をとることが考えられます。この場合は、適切な感染防止対策（後述「3 プログラム開催・実施時の感染防止策について」参照）を講じた上で実施することが可能です。

○ 人数の利用制限がされており、その制限の範囲内であっても、イベントを開催するためには、以下のような条件を満たす必要があります。

- ① 三つの密（密閉、密集、密接）（※）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ1～2 mを目安に）
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

（※）これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件。また、これ以外の場合であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

### (3) 緊急事態措置の対象とならない都道府県

- スポーツイベントを含む催物の開催については、5月25日変更の基本的対処方針に基づき、5月25日以降、移行期間として概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和が図られてきたところであるが、今後についても、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事宛に示される最新の催物の開催制限等の方針を踏まえて、各都道府県が定める催物の開催に係る方針に従い、実施の可否等について御判断いただくようお願いいたします。また、判断に迷う場合は、開催地の都道府県スポーツ主管課に相談してください。

- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000 人を超えるようなイベントの開催が見込まれる場合には、そのイベントの開催要件等についてイベント主催者または施設管理者から各都道府県に事前相談をすることが必要です。なお、施設管理者から都道府県に事前相談をすることとした場合、イベント主催者は施設予約時等において、施設管理者が都道府県と事前相談し承諾を得ていることを確認する必要があります。
  
- また、「11 月末までの催物の開催制限等について」（令和 2 年 9 月 11 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）に基づき収容率及び人数制限の緩和を適用する場合は、同事務連絡の別紙 3 「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」及び別紙 4 「感染防止のチェックリスト」に示された取組について、イベント主催者及び施設管理者の双方が、本ガイドライン及び競技別のガイドライン等により確実に担保し、かつ、双方において本ガイドライン及び競技別のガイドライン等に従った取組を行う旨をホームページでの公表又は施設内への掲示等を行うことが必要です。



- なお、感染拡大の兆候やスポーツイベントにおけるクラスターの発生があった場合、各都道府県知事の協力の要請等に基づき、無観客化、中止、延期等の適切な対応をとることが必要です。

### 3 プログラム開催・実施時の感染防止策について

プログラム開催・実施時の感染防止策について、改正基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者がプログラムに安全・安心に参加できるよう、都道府県知事の方針に反しないことを前提として、プログラムを開催・実施することとした(株)アグサ野外教育部（以下、弊社）が、その運営にあたり留意すべき事項を取りまとめたものです。

また、プログラムを実施する場合は、以下の内容を踏まえつつ、各活動場所の特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加団体が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化（※）し、弊社と参加団体の双方で、各事項がきちんと遵守されているか確認することにより、弊社だけでなく、参加団体も含め関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。

なお、各事項の整理にあたっては、5月4日開催の専門家会議提言の別添において「新しい生活様式」の実践例が示されているので、そちらも参照してください。また、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要があります。

（※）チェックリスト（弊社及び参加団体向け）を添付しております（別添1、2）

## (1) 事業の参加募集時の対応

参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。なお、参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること  
(事業当日に書面で確認を行う)

ア 体調がよくない場合

(例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)



イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と

されている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② マスクを持参すること

(参加受付時や着替え時等の会話をする際にはマスクを着用すること)



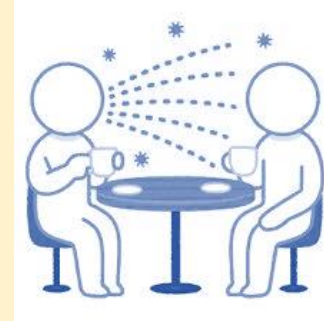
③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。



④ 他の参加者、スタッフ等との距離（できるだけ2 mを目安に（最低でも1m））を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）



⑤ 活動中に大きな声で会話、応援等をしないこと。



⑥ 感染防止のために弊社が決めたその他の措置の遵守、弊社の指示に従うこと。

⑦ 事業終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、弊社に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

## (2) 当日の参加受付時の留意事項

プログラム当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に事業を開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付には、手指消毒剤を設置すること。



- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は参加しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し参加を制限することも考えられる）



- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、フェイスガード、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。

- ④ 参加者が距離をおいて（できるだけ2mを目安に（最低でも1m））並べるように目印の設置等を行うこと。



- ⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。



- ⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。





### (3) 事業の参加者への対応

#### 1) 体調の確認

プログラム当日に、参加者から以下の情報を、弊社が保存できる形で提出を求めることが必要です。

① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。

② 当日の体温



③ 事業前 2 週間における以下の事項の有無

ア 平熱を超える発熱

イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状



ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

エ 嗅覚や味覚の異常



オ 体が重く感じる、疲れやすい等

カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

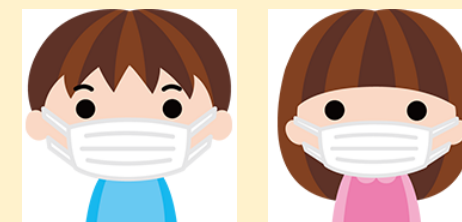
キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ク 過去14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

## 2) マスク等の準備

参加者がマスクを準備しているか確認することが必要です。なお、活動中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、活動を行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

一方、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの（※）とするものの、運動強度が高いと考えられる運動・スポーツについては、マスクを着用することにより十分な呼吸ができずに人体に悪影響を与える可能性があることを踏まえ、屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）を確保できる場合には、マスクを外すよう注意を促すことが必要です。



また、気温・湿度が高い中でマスクを着用する際も、熱中症のリスクが高くなるおそれがありますので、屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）を確保できる場合には、マスクを外すよう注意を促すことが必要です。厚生労働省から、「『新しい生活様式』における熱中症予防行動のポイント」が示されておりますので、そちらも参考にしてください。

(※) マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。



### 3) 参加前後の留意事項

スポーツイベントに参加する個人や団体は、イベントの前後のミーティングにおいても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。なお、イベント前後での懇親会の開催は控えることをお勧めします。また、公共交通機関や飲食店等を利用する場合は、分散利用することが求められます。

## (4) 弊社が準備等すべき事項

### 1) 手洗い場所

参加者が活動開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。



- ① 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ② 「手洗いは30 秒以上」等の掲示をすること。
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）
- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。



## 2) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

活動を行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。  
(障がい者の介助を行う場合を除く)
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。



### 3) 洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

活動を行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められます。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③ 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ④ 「手洗いは30 秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- ⑥ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。





#### 4) 飲食物の提供時

活動の際の栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。
- ③ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。
- ④ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。

## 5) 引率者や参加関係者の管理

引率者や参加関係者同士が密な状態とならないよう、対応をとることが求められます。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。

## 6) 屋内の活動場所

市町村等が管理する体育館等を使用する場合は、その体育館の規則に従って使用すること。

屋内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。



## 7) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。

また、マスクや手袋を外した後は、石鹸と流水で手を洗うか、手指消毒薬を使用するかのをいずれかを行うことが必要です。



## (5) 参加者が活動を行う際の留意点

参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

### ① 十分な距離の確保

活動の種類に関わらず、活動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）



強度が高い活動の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。

（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

## ② 位置取り

前の人への呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並列する、あるいは斜め後方に位置取ること。



## ③ その他

ア 活動中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 活動に使用する道具類は、なるべく共有しないこと。

エ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、飲み物の回し飲みはしないこと。

オ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。

## (6) その他の留意事項

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、プログラム当日に参加者より提出を求めた情報（上記（3）1））について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくことが必要です。

また、活動終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、あらかじめ検討しておくことが必要です。

以上

### ※参考文献

「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防のガイドラインについて」（公益財団法人日本スポーツ協会）

<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline3.pdf>